

栃木県環境保全対策基金創設趣意書

近年における経済の発展は、産業を大きく伸ばし、国民生活を豊かなものとして参りましたが、一方において産業廃棄物の増大という現象を伴って参りました。

本県におきましても同様に、各種産業の進展や、生活の多様化によって産業廃棄物の排出量は毎年増加の傾向にあつて、環境保全上からも適切な処理が急がれるところであります。

ご承知のように産業廃棄物は、法の定めるところにより排出者自らが適正に処理することが義務付けられていますが、本県における処理施設は極めて少なく、排出事業所においても、又、処理業界にとつても非常に憂慮されているところであります。

特に、産業廃棄物を埋立て処理する県内の最終処分場につきましては、設置数及び残容量とも皆無に等しく、その処理の大部分を他県の処分場に依存しているのが実情であります。

これらの他県依存は、他県が持込み規制強化の動きにある現況とともに、遠距離輸送の労務管理問題、あるいは経費にはねかえり、処理費の増大に連動するものであります。

このような現状が引き続き継続するならば、これからの本県産業の振興に大きく影響を及ぼすのみならず、環境保全の維持達成に大きな障害が考えられるものであります。

こうした事情を踏まえて私たち業界は、かねがね、最終処分場の確保に向けて設置を促進しているところでありますが、新聞報道等で御承知のようになかなか地域住民の理解が得られず難航しているのが実態であります。

住民の理解を得られない最大の理由は処理施設に対する安全性の問題であります。

今、環境問題が最優先して考えられるとき、排出事業所においても、処理業界においても、法規制のもとに安全な処理が行われているわけではありますが、住民の安全性に対する不安をなかなか払拭することができず、何らかの対応を考えなければならないと思われざるものであり、この対応が最終処分場の設置促進につながる緊要な課題と判断されるものであります。

そこで、最終処分場のほか、その他の処理施設を含めた施設の設置促進を検討するなかで、地域住民の理解と協力を得るためには、施設の安全性は当然として、更に、不測の事態に対応する住民への補償制度を確立することが、何としても必要であるという見解に立って、このたび「栃木県環境保全対策基金」を創設することに致しました。

この基金の創設につきましては、県におきましても非常に賛意を示され、過分の行政指導と財政援助を頂くことになりました。

又、県議会におきましても、関係7団体から提出しました「最終処分場建設促進」の陳情書を満場一致で採決を頂いたほか、今回創設される基金の活用には大きな期待が寄せられているところであります。

つきましては、この「栃木県環境保全対策基金」創設の趣旨を是非とも御理解を頂き、本県における産業の振興と環境保全のため、特段の御協力を頂きますようお願いを申し上げる次第であります。

昭和63年10月

社団法人栃木県産業廃棄物協会

別 表

栃木県環境保全対策基金正会員負担金基準

1 基金は、原則として本表に示す基準額を3年間、収集運搬業については4年間に分割して納入するものとする。なお、()内は1年分の負担額である。

2 収集運搬業賦課基準額 20万円(5万円)

3 中間処理業賦課基準額

(1) 令第7条第1号、第2号、第7号、第8号の2及び第13号の2に掲げる施設及び政令第7条以外の中間処理施設 90万円(30万円)

(2) 令第7条第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号に掲げる施設で、1日あたりの処理能力が次に掲げるもの

基準の10倍以内のもの 120万円(40万円)

基準の10倍以上、30倍以内のもの 150万円(50万円)

基準の30倍以上のもの 180万円(60万円)

(3) 令第7条第9号から第11号までに掲げる施設 180万円(60万円)

(4) 令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 240万円(80万円)

4 最終処分業賦課基準額

(1) 安定型最終処分場(有効容積)

5万 m^3 まで 90万円(30万円)

10万 m^3 まで 120万円(40万円)

20万 m^3 まで 150万円(50万円)

30万 m^3 まで 180万円(60万円)

40万 m^3 まで 210万円(70万円)

50万 m^3 まで 240万円(80万円)

70万 m^3 まで 270万円(90万円)

100万 m^3 まで 360万円(120万円)

150万 m^3 まで 480万円(160万円)

150万 m^3 以上 600万円(200万円)

(2) 管理型最終処分場(有効容積)

30万 m^3 まで 300万円(100万円)

50万 m^3 まで 450万円(150万円)

50万 m^3 以上 600万円(200万円)

(3) 遮断型最終処分場 600万円(200万円)